

## 調査事業に係る事後評価

市町村名

松田町

協議会名

松田町地域公共交通会議

### I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会(町地域公共交通会議)を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握したことはもとより、町民ニーズ調査を8月に実施し、また、23年1月4日からはデマンドバスの試験運行を開始し、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けた必要な調査を行った。

#### 【二次評価】

・公共交通に関する町の現状を分析し、バス路線が不便な2地区の住民に対し公共交通サービスに対する要望等に係るニーズ調査を実施し、これらを基にしたデマンドバス実証運行事業を実施している。  
・総合連携計画策定に当たっては、町総合計画に定められた目標を具体化し、住民・交通事業者等の関係者間での実質的な合意形成が行われるよう期待する。

### II 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

##### ① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

松田町の寄地区・神山地区において、公共交通サービスに対する要望等に係る町民ニーズ調査を実施することにより両地域の地理的な状況、居住者の意見、通勤・通学の状況、公共交通サービスの状況等に係るデータ・資料を整理するとともに、デマンドバス利用者に対し利用実態調査を実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。(別添の「新交通手段創出に向けたアンケート調査の概要」を参照)

#### 【二次評価】

公共交通に関する町の現状を分析するとともに、バス路線が不便な寄・神山地区の住民に対しアンケート調査を行い、デマンドカー運行形態に関する意向・希望、通勤通学の実態、外出行動に関する実態、小中学生の通学送迎実態等を調査している。現在運行している路線バスについても、他路線間や鉄道等との乗継ぎ利便性や交通事業者間の調整等、課題の把握に検討の余地があると思われる。

##### ② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

買物弱者対策や今後の学校の在り方の検討状況を踏まえつつ、定住化促進に結びつけることのできる、よりよい公共交通を確保するための問題点・課題を洗い出している。

#### 【二次評価】

買物弱者対策や教育分野の問題点・課題を踏まえた検討を行っている。

## 2 地域公共交通に関する目標の設定

### ① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

公共交通サービスに係る町民ニーズ調査を実施することにより、通勤・通学での利用状況、交通機関の利用実態等を把握した上で、今年度新たに策定した町総合計画において平成26年度における目標値を公共交通に関する目標として設定している(別添の「松田町第5次総合計画まちづくりアクションプログラム(抜粋)」を参照)が、この目標値は、町民の公共交通に対する満足度をそのまま示すものではないが、将来においても、新たな交通手段が必要とされ、かつ持続可能なものとして導入できているかどうかを検証しやすいという特徴(具体性)を有している。

#### 【二次評価】

町総合計画での目標として、「小田急線等の運行体制の充実」、「路線バスの維持」、「デマンドバス運行実施」を掲げ、「交通弱者対策を進め、公共交通サービスの向上に努め」る、とあるが、連携計画にはこれらの目標をできるだけ具体的に検証しやすいように設定するよう期待する。

### ② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

住民ニーズを適切に捉えているかどうかは今後の試験運行の結果を分析してみる必要があるが、8月に実施した町民ニーズ調査の結果を踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定している。(別添「新交通手段創出に向けたアンケート調査の概要」を参照)

#### 【二次評価】

町総合計画に位置付けられているほか、自己評価のとおり寄・神山地区の住民アンケートによりニーズ把握を行っている。

## 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

### ① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選出されたか。 また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

現在の状況においては、目標(案)や事業(案)が適切かつ合理的であるかは、試験運行や利用者からの声を分析せずには断定できないが、町民ニーズ調査を踏まえた計画(主に早朝・夜間駅送迎便、支所(診療所)循環便、昼の買物送迎便を導入した試験運行)として選定した。また、バス利用者満足度、バス利用者数の増加を図るため、既存のバス路線を補完する取組事業として選定した。

#### 【二次評価】

既存のバス路線を補完するものとして、住民ニーズ調査に基づくデマンドバス運行事業を選定しているが、既存バス路線と重複する路線の運賃無料でのデマンド運行であり、路線バスとの競合が懸念される。路線バスを含めた地域公共交通ネットワークを維持するという観点での目標と事業の合理性についても検討を期待する。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

### Ⅲ 自立性・持続性

#### 1 事業の実施に向けての準備

- ① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

町民ニーズ調査を踏まえた計画(主に早朝・夜間駅送迎便、支所(診療所)循環便、昼の買物送迎便)によるデマンドバスの試験運行を取組事業として選定しており、この取組事業についての具体的な内容やスケジュールを検討するため、法定協議会を3回開催したほか、町民ニーズ調査も実施した。(別添の「新交通手段創出に向けたアンケート調査の概要」及び第3回松田町地域公共交通会議の議事録を参照)

#### 【二次評価】

平成23年1月から実施したデマンドバス試験運行の結果を踏まえて、地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業内容やスケジュールについて具体的に検討を行い、連携計画に反映することを期待する。

- ② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。

デマンドバスの試験運行について、バス利用者に対するアンケート調査等を行うことで事業による効果・影響を把握するとの関係者合意が第3回松田町地域公共交通会議において形成された。また、路線バスの実証運行に係る具体的な達成目標(評価基準)は、この試験運行後定める予定である(第3回松田町地域公共交通会議の議事録を参照)。

#### 【二次評価】

デマンドバス試験運行を踏まえて、既存公共交通への影響も考慮しながら、連携計画策定・事業実施までに評価基準・評価方法を具体化し、明らかにするとともに関係者の協議の下で評価方法の具体化に向けた検討を進めていただきたい。

- ③ 事業の実施主体が検討されたか。

デマンドバスの試験運行の実施主体については、町内に路線を持つ各交通事業者から意見等を聴取し、第3回松田町地域公共交通会議において、事業の実施は富士急湘南バス株式会社としたいとの提案が交通会議から行われ、協議の上、関係者合意が形成された。(第3回松田町地域公共交通会議の議事録を参照)

#### 【二次評価】

自己評価のとおり、既存路線バス事業者と交渉を進め事業実施主体となってもらうよう検討・調整を進めている。

#### 2 事業の実施環境

- ① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。

法定協議会(町地域公共交通会議)の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認めた事項を審議することになっている。また、法定協議会で決定した場合には、法定協議会において行うことができることとされており、計画事業の進め方のイメージについては、交通会議で審議している。(法定協議会要綱を参照)

#### 【二次評価】

23年度の予算確保に努めるとともに、事業を計画的・継続的に実施できるよう、財源の検討を行っていくことを期待する。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

法定協議会(町地域公共交通会議)の構成員には試験運行実施地域の自治会長が含まれているほか、調査事業の進め方を法定協議会で審議した上で、交通サービスに対する要望等に係る住民ニーズ調査を実施し、調査結果について法定協議会で説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。(第2回及び第3回松田町地域公共交通会議の議事録を参照)

**【二次評価】**

住民による自主的な利用促進や様々な財政支援の取組みへの検討がなされることを期待する。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

#### IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

##### 1 協議会における審議体制等

① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会(町地域公共交通会議)の設置要綱が第1回法定協議会で決定・制定されており、法定協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認めた事項と規定されている。また、法定協議会で決定した場合には、法定協議会における審議を行うことができることとされており、計画事業の進め方のイメージについては、協議会で審議している。(法定協議会要綱を参照)

**【二次評価】**

自己評価のとおり

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会(町地域公共交通会議)は、地元地域から地域公共交通に関する声(住民の声)が反映されるよう各自治会から推薦していただいた方が協議会委員として審議している。また、若い世代については、子ども会やPTA連絡会などから選考された方、高齢者等の意見としては、社会福祉協議会など多くの声を聴くための協議会となっている。また、今回のアンケート調査については、各地元の自治会代表者に各世帯直接配布、回収とした地域が支えていく仕組みづくりを構築している。

**【二次評価】**

自己評価のとおり

## 2 協議会における審議

### ① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

第1回法定協議会(町地域公共交通会議)においては会の審議事項も含む運営要綱が決定され、それ以降の法定協議会においては調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、第3回法定協議会においては試験運行に係る提案・審議がされており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。なお、円滑な試験運行導入に向けて、法定協議会の会長との打ち合わせも適切に行われた。

#### 【二次評価】

平成22年度においては、6,11月に開催され、町民アンケート案、アンケート調査の分析結果や社会実験運行案等について議論されている。

### ② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会(町地域公共交通会議)の設置要綱等により、議事の傍聴は原則可能であること、議事録等はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表している。

#### 【二次評価】

地域公共交通会議設置要綱により会議は原則公開である。また、議事録や協議会の情報については町のホームページ等で確認することができる。

## 3 地域関係者の実質的な合意形成

### ① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において調査事業の進め方、実施方法が提案・審議され、計画事業の実施主体については、今後決定していく。計画事業の実施に必要な費用は国費のほか、松田町からの財政支出を予定しており、実証運行の実施においてはアンケート調査等による実態調査を行う予定である。

また、試験運行の実施に当たっては、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、今後具体的に定めていく地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について関係者の合意形成を引き続き図っていく。

#### 【二次評価】

町民アンケート調査を実施し、地域公共交通会議で議論されている。今後、総合連携計画についての議論やパブリックコメントを実施し、地域関係者の実質的な合意を形成することを期待する。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。